**平成２３年（フ）第２８８号**
神奈川県座間市南栗原３丁目11番８号　ベイサイドハイツＡ101号
債務者　松居　慎悟
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで　横浜地方裁判所相模原支部

**平成２３年（フ）第４５６号**
京都市伏見区向島庚申町10番地　インペリアルパレスリバーサイド404号
債務者　山本　敏晴
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２３年（フ）第５８９号**
京都市西京区大原野東竹の里町４丁目２番地58棟401号
債務者　益田　　舞
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２３年（フ）第８１９号**
京都市中京区西ノ京上合町32番地１　ニューロイヤル405号
債務者　こころひとつにこと　鶴岡とみ子
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２３年（フ）第８４２号**
京都市西京区大枝西新林町２丁目１番地　４棟402号
債務者　上山　郁永
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２３年（フ）第９２３号**
京都市下京区仏光寺通新町西入菅大臣町180番地の３
債務者　澤田　初美
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２３年（フ）第９３４号**
京都府長岡京市梅が丘３丁目131番地２
債務者　難波依里子
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２３年（フ）第９３６号**
京都市右京区太秦馬塚町12番地１　第一百合和荘11号
債務者　小田　久子
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第１７２０号**
大阪府富田林市寺池台１丁目３番211―402号
債務者　泉　　敬子
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２３年（フ）第３７６号**
堺市東区菩提町５丁170番地　安田マンション103号
債務者　小倉塗装店・コクラ塗装工芸こと　小倉　弘之
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２３年（フ）第６７０号**
堺市北区百舌鳥梅北町３―119―３　バナナハウス210号室、住民票上の住所堺市美原区阿弥30番地１
債務者　長辻　祐作
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２３年（フ）第７２３号**
大阪府松原市河合３丁目３番７号
債務者　岡田小夜子
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２３年（フ）第７５３号**
大阪府大阪狭山市茱萸木４丁目291番地の１
債務者　藤原　秀樹（旧姓中崎）
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２３年（フ）第７６３号**
堺市堺区戎島町３丁22番地４　914号
債務者　木下　香苗
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２３年（フ）第７７９号**
堺市北区中百舌鳥町６丁998番地３　中百舌鳥公園団地１号棟101号室
債務者　中居加代子
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２３年（フ）第７８３号**
堺市堺区柳之町西３丁３番８号
債務者　大村　克己
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２３年（フ）第３４７号**
神奈川県小田原市永塚353―２、住民票上の住所神奈川県小田原市曽我別所793番地の８　菅本方
債務者　宮澤　新市
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部